

掲載当時の通知等を基に作成されています。その後に出された通知等で
解釈が変わる場合がありますので、予めご了承ください。

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

化学療法をうける患者に対する 周術期等専門的口腔衛生処置2などの算定について

放射線治療や化学療法を行っている患者に対し、周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)などが算定できる。また、2018年4月の診療報酬改定では、口腔粘膜炎の疼痛を緩和する目的で、歯科医師あるいは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔清掃と口腔粘膜保護材(現時点ではエピシル口腔用液)を用いた場合に、周術期等専門的口腔衛生処置2と口腔粘膜保護材の点数を算定出来るようになった。一連の点数の算定について、解説する。

患者：61歳・女性

主訴：乳癌の術後再発、化学療法予定のため、口腔ケアを受けるよう主治医に言われた。

所見：3,5:歯肉に発赤・腫脹あり。プラークコントロール不良。

4,6:口腔粘膜炎を発症し、疼痛が出現している。

傷病名：7-3-7 P、周術期口腔機能管理中 口腔粘膜炎

施設基準：歯初診、補管

月日	部位	療法・処置	点数
3/5		初診	237
		歯科の無い病院から、乳癌の術後再発、多発性骨転移に対して	/
		化学療法を予定しており、術前の口腔感染源の精査、口腔ケア	/
		の依頼文書あり。注①	/
7-3-7		パノラマX-Ray パ電	402
		顎骨内に口腔感染源は認めない。	/
		う蝕なし、軽度の歯槽骨の吸収を認める。	/
		P基検(結果 略)	200
		周術期等口腔機能管理計画策定料(周計)	300
		管理計画を策定し患者に説明。同意を得る。注②	/
		周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)(周Ⅲ)	190
		術後の合併症予防のため、口腔内清掃方法を指導。注③	/
7-1-7		スケーリング	68+38×2
		P基処(アクリノール)	10
7-3-7		周術期等専門的口腔衛生処置1(術口衛1)注④	92
		(DH 保険医花子)〇〇病院で乳がん術後。	/
		再発多発性骨転移のため、3月25日化学療法実施予定。	/
		歯科衛生実地指導料1(実地指1)	80
		プラーク付着の説明と歯ブラシの当て方を指導するよう指示。	/
3/12		再診	48
		前回スケーリング後、不快症状などないとのこと。	/
7-1-7		スケーリング	68+38×2
3/20		再診	48
7-3-7		P基検(結果 略)	100
		症状安定。周術期口腔管理の内容について主治医に報告。	/
4/6		再診	48
		口腔粘膜炎を認め、疼痛のため食事摂取困難の訴えあり。	/
		周Ⅲ	190
7-3-7		周術期等専門的口腔衛生処置2(術口衛2)注⑤	100
		口腔粘膜保護材(エピシル口腔用液10ml)注⑥	752
		口腔清掃の状態やや不良。頬粘膜に口腔粘膜炎を認め、口腔	/
		衛生指導、専門的口腔清掃及び口腔粘膜保護材を使用して	/
		疼痛緩和を実施するよう指示。(DH 保険医花子)	/
4/20		再診	48
		口腔粘膜炎を認めるが、症状が軽減。プラークコントロールやや不良。	/
7-3-7		術口衛1(DH 保険医花子)注⑦	92
		実地指1(指示内容 略)	80

《解説》

注① 手術、放射線治療、化学療法および緩和ケアを行う患者に対して、周術期等口腔機能管理計画策定料(周計)を算定するには、それらを行う医療機関からの依頼文書が必要である。

注② 手術などが行われる患者の口腔機能を管理するため、歯科保険医療機関において、手術などを実施する医療機関からの文書による依頼を受け、管理計画を策定し、その管理計画書(記載項目は下記表)を患者に提供した場合、周術期等の一連の治療を通じ1回に限り、周計300点を算定できる。管理計画書の内容は、カルテに記載するか、写しをカルテに添付する。

依頼文書による場合、レセプトの摘要欄には、依頼元医療機関名を記載する。

周術期等口腔機能管理計画策定料の管理計画書の項目
①基礎疾患の状態・生活習慣
②主病の手術等の予定(又は実績)
③口腔内の状態等(現症及び手術等によって予測される(又は生じた)変化等)
④周術期等の口腔機能の管理において実施する内容
⑤主病の手術等に係る患者の日常的なセルフケアに関する指導方針
⑥その他必要な内容
⑦保険医療機関名及び当該管理を行う歯科医師の氏名

注③ がん等に係る放射線治療、化学療法を実施する患者(予定を含む)または緩和ケアの対象となる患者に、周計の管理計画に基づき口腔管理を行い、内容を文書提供した場合、周計を算定した月から月1回に限り、周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)(周Ⅲ)190点を算定できる。

管理報告書は、下記表の項目が含まれたものを作成して患者に提供し、カルテには管理報告書の内容を記載するか、写しを添付する。患者の状態に大きな変化がなければ、少なくとも前回提供した日から起算して3月を超える日までに1回以上提供する。

レセプトの摘要欄には、放射線治療または化学療法などの実施日または予定日を記載する。

なお、周Ⅲを算定した月は、歯科疾患管理料、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療時医療管理料、がん治療連携指導料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者歯科治療時医療管理料、歯科矯正管理料は算定できない。

周術期等口腔機能管理料の管理報告書の項目
①口腔内の状態の評価
②具体的な実施内容や指導内容
③その他必要な内容

注④ 周術期等専門的口腔衛生処置1(術口衛1)92点は、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、周術期などの患者の口腔の衛生状態に併せて口腔清掃用具などを用いて歯面、舌、口腔粘膜などの専門的口腔清掃または機械的歯面清掃を行った場合に算定できる。

周Ⅲを算定した患者の場合には、周Ⅲを算定した月に月1回に限り算定する。カルテには処置を行った歯科衛生士の氏名を記載し、歯科衛生士は業務記録を作成する。

なお、周術期等専門的口腔衛生処置1または2を算定した月は、機械的歯面清掃処置、在宅等療養患者専門的口腔衛生処置は算定できない。

注⑤ 周術期等専門的口腔衛生処置2(術口衛2)100点は、周計の管理計画に基づき、放射線治療または化学療法の副作用として生じた口腔粘膜炎に対して、専門的口腔清掃および口腔粘膜保護材を使用して疼痛緩和を行った場合、一連の管理中に1回に限り算定できる。病名は、「口腔粘膜炎」とする。

なお、歯科衛生士だけではなく、歯科医師が行った場合でも算定できる。カルテには、口腔内の状態(口腔衛生の状況、口腔粘膜の状態など)、治療内容、使用した口腔粘膜保護材名を記載する。また、歯科衛生士が当該処置を行った場合は、歯科衛生士に指示した内容および歯科衛生士の氏名もカルテに記載し、歯科衛生士は業務記録を作成する。

注⑥ 周術期等専門的口腔衛生処置2に使用できる口腔粘膜保護材には、エピシル口腔用液(ソレイジア・ファーマ株式会社)があり、10mlの場合は752点を算定する。

なお、一連の治療につき原則10mlを限度として算定する。患者の状態により10ml以上使用する場合は、レセプトの摘要欄にその理由を記載する。

また、術口衛2は一連の管理において1回限りの算定であるが、患者の状態などにより口腔粘膜保護材の追加が必要になった場合は、口腔粘膜保護材の費用のみ算定できる。その場合には、レセプトの摘要欄に、前回の術口衛2の算定年月日、口腔粘膜保護材の追加が必要になった患者の状態などを記載する。

注⑦ 術口衛1は、術口衛2と同日には算定できないが、日を異にすれば算定できる。

* 実態に即してご請求下さい *